

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画推進協議会の開催結果について

令和2年7月21日
県土総務課

1 概要

- 「建設職人基本法」に基づき、建設工事従事者の安全と健康の確保を目的とした鳥取県版の計画を令和2年5月1日に策定した。
- 計画は、国や県等が実施している労働者の安全確保に資する取組を集約し、関係者をはじめ広く県民に普及・啓発を行うことで、現場で建設工事に従事する技能労働者の処遇改善に資する環境整備をさらに進めるもの。
- この度、計画策定後初めて関係団体による鳥取県計画推進協議会を開催し、関係施策等の推進とともに、労働災害に係る情報共有や安全衛生の取組、諸課題の解決策等について意見交換を行った。

2 背景・経緯等

(1) 建設職人基本法（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成29年制定））

建設業の労働災害が後を絶たない状況等を背景に、公共・民間工事を問わず、工事施工における安全対策に必要な経費（安全衛生経費）の確保や、労働安全衛生法の直接の保護対象とならない一人親方への配慮等を図るため、国が基本計画を策定し、都道府県はこの計画を勘案して、地域の実情に沿って労働者の安全環境の充実につなげる計画を策定している。

(2) 国の基本計画（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本的な計画（平成29年6月閣議決定））

これまで省庁間で縦割りとなっていた労働安全衛生関係施策等を集約し、国土交通省、厚生労働省等の既存施策を基本計画に位置づけ、広く啓発・周知を進める内容となっている。

なお、国においては、今年度、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるための実効性のある施策の検討に取り組んでおり、今後その具体的な内容が示される予定である。

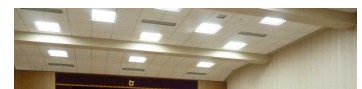
(3) 鳥取県計画

本県においては、計画策定にあたり、関係者（国、県、市町村、関係団体）による検討会議で計画に盛り込むべき内容等を議論し、パブリックコメント等を行った上で計画を策定したところである。

なお、全国では26道府県（中国地方は山口県と鳥取県）で計画策定済みである。

3 推進協議会の開催結果

- (1) 日時 令和2年7月16日（木）午後2時から3時30分まで
- (2) 場所 鳥取県庁講堂
- (3) 議題



- ① 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画推進協議会の設置
- ② 計画内容の共有と普及・啓発及び目標達成に向けた新たな取組等
- ③ 報告事項 ※「県計画策定に係る関係者検討会議」（令和元年10月開催）
での要望事項への対応等

(3) 出席団体

区分	団体名
① 関係団体	(一社)鳥取県建設業協会(建設業労働災害防止協会)、(一社)鳥取県管工事業協会、(一社)鳥取県電業協会、(一社)鳥取県造園建設業協会、(一社)鳥取県建設大工工事業協会、鳥取県技能士会連合会、鳥取県塗装工業会、鳥取県鳶・土工協会、鳥取県鉄筋協同組合、鳥取県瓦工事業組合
② 国	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所、厚生労働省鳥取労働局労働基準部健康安全課
③ 市町村	鳥取県市長会、鳥取県町村会
④ 県	営繕課、県土総務課、技術企画課

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画」の概要

1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画とは

鳥取県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。【計画期間】令和2年度から令和6年度までの5年間

2 策定の経緯

建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等について、国、都道府県に対して特別に手厚い対策が求められている。

こうした中で、平成29年3月に施行された建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の規定に基づき、鳥取県における計画を策定するもの。

4 具体的な取組と成果指標

目標1

労働災害の撲滅

- 安全衛生経費確保対策促進(国施策を受けて実施)
- 元下請取引に係る立入検査等の実施
- 自然条件を考慮した工事発注(適正な工期設定)
- 債務負担行為の活用による工事発注の平準化

- 元下請取引に係る立入検査等の実施
- 下請業者の安全衛生管理能力の向上に向けた集団指導、技術研修会等の実施

- 統括安全衛生管理に係る個別の建設現場での指導

- 建設業者のリスクアセスメントの取組を促進する
- 建設工事現場における安全ハットロールの実施
- ICT活用工事、新技術の導入促進(生産性の向上)

- 集団指導、技術研修会等の実施
- 外国人材の雇用主、外国人労働者への安全衛生教育等の実施
- 安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者の公表

目標2

一人親方等の安全の確保

- 安全衛生経費確保対策促進(国施策を受けて実施)

- 一人親方等の労働災害に関する情報を収集し、災害防止対策に資する(国施策を受けて実施)
- 巡回指導等による一人親方等の安全衛生への配慮の促進
- 一人親方の労災保険特別加入制度加入促進

目標3

「働き方改革」の推進による担い手の確保

- 週休二日制の実現(長時間労働の是正)
- 社会保険未加入業者排除(処遇の改善)
- 建設キャリアアップシステムの活用促進(向上)
- 自然条件を考慮した工事発注(長時間労働の是正)
- 債務負担行為の活用による工事発注の平準化

3 本県の現状と課題

1 建設業の労働災害発生件数は84名(平成30年)

- ・ 建設工事現場における労働災害発生件数は、長期的には減少傾向だが、平成29年には増加に転じる(95件:うち2名死亡)等、労働災害は後を絶たない状況にある。

2 他の労働者と同様に従事している一人親方等(*)は、労働安全衛生法上の保護対象外

- ・ そもそも建設就業者のうち、一人親方等の占める割合を把握できておらず、関係者が連携してその安全確保対策に取り組むことが必要。* 他人を雇うことなく個人で働く職人のほか、中小の事業主や家族従事者等も含む。

3 建設工事従事者の高齢化と若年者の入職が減少する等、中長期的な担い手の確保が課題

- ・ 55歳以上の従事者が占める割合は、建設業では41.6%とっており、全産業の35.2%と比較して高齢化が進んでいる。また、女性就業者の割合も、全産業と比較して少ない。

本県における3つの現状と課題を踏まえて、令和6年度を目標とした成果指標を設定し、目標達成に向けて5つの施策分野ごとの具体的な取組を推進する。

取組の分野	目標1	目標2	目標3
施策1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	■ 安全衛生経費確保対策促進(国施策を受けて実施) ■ 元下請取引に係る立入検査等の実施 ■ 自然条件を考慮した工事発注(適正な工期設定) ■ 債務負担行為の活用による工事発注の平準化	■ 安全衛生経費確保対策促進(国施策を受けて実施)	■ 週休二日制の実現(長時間労働の是正) ■ 社会保険未加入業者排除(処遇の改善) ■ 建設キャリアアップシステムの活用促進(向上) ■ 自然条件を考慮した工事発注(長時間労働の是正) ■ 債務負担行為の活用による工事発注の平準化
施策2 責任体制の明確化	■ 元下請取引に係る立入検査等の実施 ■ 下請業者の安全衛生管理能力の向上に向けた集団指導、技術研修会等の実施	—	■ 鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針による元下請関係の適正化(処遇の改善)
施策3 建設工事の現場における措置の統一的な実施	■ 統括安全衛生管理に係る個別の建設現場での指導	■ 一人親方等の労働災害に関する情報を収集し、災害防止対策に資する(国施策を受けて実施) ■ 巡回指導等による一人親方等の安全衛生への配慮の促進	—
施策4 建設工事の現場の安全性の点検	■ 建設業者のリスクアセスメントの取組を促進する ■ 建設工事現場における安全ハットロールの実施 ■ ICT活用工事、新技術の導入促進(生産性の向上)	■ 建設工事現場における安全ハットロールの実施	■ ICT活用工事、新技術の導入促進(生産性の向上)
施策5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	■ 集団指導、技術研修会等の実施 ■ 外国人材の雇用主、外国人労働者への安全衛生教育等の実施 ■ 安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者の公表	■ 集団指導、技術研修会等の実施	—
成果指標	1 労働災害撲滅に向けた取組の充実等 特に死亡災害を発生させないため、 ○ 関係団体相互の情報共有を進める。 ○ 発注者、受注者の安全衛生に係る施策の充実を図る。	2 一人親方等の労災保険特別加入者数 1,042名 1,251名	3 技能労働者数(*) 14,734名 14,734名(現状維持)

* 平成27年国勢調査

5 施策を推進するために必要な事項

- 社会保険等の加入の徹底や「働き方改革」の推進による建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上
- 労働安全衛生法法令の遵守徹底等による墜落・転落災害防止対策の充実強化
- 建設業界の積極的な魅力発信による担い手の確保

6 計画の推進体制

国、県、市町村、関係団体による

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画推進協議会」を設置し、関係者が連携して、施策の検討、実施の検討、実効性の高い施策の着実な遂行を推進する。